

## FP Topics

## =地震保険について=

2024年10月号

### =One's impressions=

衆議院選挙の結果が出ましたね。なんだかとっても大変なことになっているようです。皆さんは投票されましたでしょうか？とても大切なことだと思います。もっと暮らしやすくなることを祈ります。

私ごとですが、J-FLEC認定アドバイザーに認定していただきました。この4月に設立された官民一体での金融経済教育推進機構です。“国民各々のニーズに応えた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目的とする”機関です。いちど覗いてみてください。

<https://www.j-flec.go.jp/>

さて、今月は表題の“地震保険”について、特集してみたいと思います。大地震の予測については、地震研究の専門家でも的確な予測は不可能という見解だそうです。先日も東京大学の権威のある研究者が、予測は不可能ですとはっきりおっしゃっていました。では、なんのために研究されているんですか？との質問に“趣味みたいなものです”とおっしゃっていました。おもわず笑ってしまいました・・・

### =地震保険とは=

地震保険は「地震・噴火またはこれらによる津波」を原因とする損害にたいして保険金を支払う保険です。居住用の建物および店舗併用住宅、これらに収容されている家財が保険の対象とされています。火災保険に付帯して加入する仕組みになっています。

大地震等の災害は、多額の保険金の支払いが発生することから、民間の損害保険会社だけではなく、国がバックアップする仕組みになっています。そのため地震保険の補償内容や保険料等は損害保険会社ごとの違いはありません。保険金額は火災保険金額の30%~50%の間で任意に設定します。

建物は5,000万円、家財は1,000万円が上限になっています。保険料は地域と建物の構造によって決まっています。保険料については、4つの割引制度があるようです。『免震建築物割引』『耐震等級割引』『耐震診断割引』『建築年割引』この割引制度の適用には、所定の書類の提出が必要であり、重複して適用することはできないようです。

昨今の地震災害の増加に伴い、地震保険は保険料金等の改定が頻繁に実施されています。直近では、2022年10月に実施され、基本料金が全国平均で0.7%引き下げられましたが、地震保険は火災保険の料率改定の影響も受けるようです。火災保険の場合、各損保会社により改定時期や改定率はことなるようですが、一般的に住まいに関する保険料の負担は年々大きくなっています。

保険料の負担を軽減する方法として、長期契約や保険料の一時払い、地震保険金額の設定を火災保険金額の30%程度に引き下げる等の方法もあります。

### =保険金の支払い等=

地震保険は保険金支払い時の損害認定も火災保険と大きく異なります。地震保険の損害認定基準は、『全損』『大半損』『小半損』『一部損』の4区分になります。もっとも損害程度が軽い『一部損』の認定基準に届かない場合には、保険金は支払われません。地震保険では、最初の地震発生から3日（72時間）以内は、被災地域内で何回地震が発生しても一回の地震とみなされ、それ以降は別の地震として扱います。※次ページの表を参照



建物の損害認定基準 I II 又は III

損害の程度	I 主要構造部	II 焼失流失した床面積	III 床上浸水
全損	建物時価 50%以上	建物床面積 の70%以上	
大半損	建物時価 40%以上 50%未満	建物床面積 50%以上 70%未満	
小半損	建物時価 20%以上 40%未満	建物床面積 20%以上 50%未満	
一部損	建物時価 3%以上 20%未満		建物が床上 浸水又は地 盤面より45 cmを超える 浸水受け損 害が生じた 場合で、 当該建物が 全損・大半 損・小半 損・一部損 に至らない 場合

損害の程度 家財の損害認定基準

全損	損害額が時価の80%以上
大半損	損害額が時価の60%以上80%未満
小半損	損害額が時価の30%以上60%未満
一部損	損害額が時価の10%以上30%未満

出典：一般社団法人日本損害保険協会HP

地震保険の損害認定基準は、自治体が被害認定調査を行って交付する罹災証明等の判定とは異なります。それぞれ異なる制度となっていますので、損害認定の基準も異なるのです。

地震保険における損害認定基準は、建物構造、損害箇所や原因（損害の程度や火災、津波による流失、液状化による埋没等）によって詳細に規定されています。非木造建物等（鉄筋コンクリート造等）の部分的被害の損害認定基準も詳細に規定されています。

（紙面の関係上当該損害認定基準表は割愛しています）目視では確認し難い箇所なども損害認定されるケースもあるようです。

また、保険金請求サポートなどをかたった詐欺や、高額な手数料を請求されるなどのトラブルも確認されています。気をつけなければなりません。

現役で登山をしていた頃は、いろいろなバリエーションルートを歩きました。バリエーションルートとは、山歩きの原点であり、道がつけられていない谷や尾根筋を、ルートファインディングしながら歩くスタイルです。登山の黎明期では、ほぼバリエーションルートを辿っていたようです。

日本に登山という文化をもたらした、英国人宣教師ウォルター・ウェストン卿は日本アルプスの父と称されました。ウェストン卿は、松本藩の山見廻り人であり、猟師でもある上條嘉門次をガイドとして、日本アルプスなどを世界に紹介しました。日本アルプスなどの道なき道を歩いたそうです。

上高地明神池の畔では、現在でも嘉門次小屋は営業しています。その嘉門次小屋は国の登録有形文化財に指定されており、ほぼ観光地化されています。明神池は、上高地の河童橋からほぼ平坦な道を小一時間で歩くことができます。たいへん美しいところです。機会がありましたら、良い季節に散策されてみるのも良いのではないのでしょうか。

登山の黎明期にガイドとして活躍していた人々は、山仕事を生業としていました。当時、山にはほとんど道はつけられていなかったようです。谷筋から山に入るのが当たり前だったと思います。現在では“沢登り”という、日本独特の登山スタイルとして確立されています。

沢登りは、文字どおり谷筋から河川を辿って山に分け入ります。山を存分に堪能できるスタイルです。山歩きの総合力を試されます。読図能力（ルートファインディング）・生活力・登攀能力・体力など、生き抜く力を試される山歩きのスタイルです。

